

2024 年 1 月 18 日

団 体 代 表 者 各 位
(団体事務ご担当者各位)

明治安田生命保険相互会社

文部科学省共済組合「グループ保険事業」
給付金請求にかかる特別のお取り扱い(みなし入院)について

拝啓 日頃は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、弊社では被災されたみなさまの給付金支払いに関しまして、以下のとおり特別のお取扱いをいたしますので、請求時のお手続きにつきましては、弊社営業担当者までお申し出くださいますようお願い申し上げます。

まずは、お知らせかたがた一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

敬 具

記

1. 「グループ保険事業」給付金請求にかかる特別お取扱いの内容

約款においては、入院とは「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と規定されていますが、能登半島地震による病院事情(倒壊・停電・満床等)により、本来、入院による治療が必要であったにもかかわらず、入院できずに臨時施設等または自宅での治療を余儀なくされた場合、以下のとおり「入院したものとみなし(みなし入院)」、入院給付金等をお支払いいたします。

- ・病院が満床等の理由で退院予定日が早まり、臨時施設等または自宅で療養を継続した場合、本来必要な入院期間に関する医師の証明により、その対象となった期間に限り、退院日以後の期間も入院期間とみなして支払う
- ・病院が満床等の理由で入院できず、臨時施設等で入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間に関する医師の証明をもって支払う

2. お取扱い開始時期

2024年1月1日(月)以降の保険事故に対して適用

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 特定公法人業務推進室
(TEL) 03-3283-3360

以 上